

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催		新規の考え方で対応
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	○	
市民等の参加による意見交換会開催		新規の考え方で対応
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規):出前委員会	○	
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与		
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	新規の考え方で対応
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	新規の考え方で対応
審議等に必要な資料の提供	○	新規の考え方で対応
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)		
(新規):審議に関する資料の作成、提供	○	
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施		新規の考え方で対応
議員相互間の自由討議中心の運営		
議員間の討議による合意形成		
委員会等の適切な運営	○	
(新規):会議等における質疑	○	
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	別紙の考え方で対応
調査機関の設置	○	別紙の考え方で対応
議員研修会の充実	○	別紙の考え方で対応
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費		
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)
第3章
第4章
第5章
第6章 積極的な議員提案を行うためには、「専門的知見の活用」、「調査機関の設置」、「議員研修会の充実」が必要であることから、「専門的知見の活用」から「議員研修会の充実」までの内容は、積極的な議員提案の条文にまとめることとしたい。
第7章

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	×	※1
広聴・広報機能の充実	○	※1
議案等に対する各議員の態度の公表	×	※2
市民等の参加による意見交換会開催	○	※1
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	△	※1
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要な資料の提供	○	※2
政策執行に関する監視、評価	○	※3
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規)監視機能の強化 審議会等への議員の積極的な参加		※3
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	※1
議員相互間の自由討議中心の運営	×	※2
議員間の討議による合意形成	×	※2
委員会等の適切な運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	○	
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	※1
議会図書室の運営	○	
(新規)大規模災害時の議会・議員の対応について	○	※2
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	※1
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)	
第3章	
※1	議決責任に基づく議会としての報告会の開催は、各々の議員の賛否もあることから難しい。各議員の責任に基づく報告会等に委ねられる形で良いのではないかと。議会としては報告会ではなく、市民との対話・タウンミーティングのような意見交換の場を設けたい。また、現地での委員会開催等、出張型・出前委員会の開催を明文化。
※2	会派を定義していることから、会派ごとの賛否で良いのではないかと。
第4章	
※1	反問権ではなく、論点を明確にする質問主旨の確認とする。
※2	文書による質問権を一定の制約の下(議長の許可)盛り込みたい。現状、資料請求の制度はあることから、資料請求ができることを謳っても良いのではないかと。
※3	政策形成段階から市長部局が設置する審議会等へ、現在よりも議員が参加できるようにすべき。
第5章	
※1	市民にわかりやすくという観点から、一問一答の形も選択できるという形で明文化すべき。
※2	現状、意見書の調整などで会派間では行っている。「静岡市議会」としての意見書が、例えばギリギリ過半数程度の賛成で提出されるのは避けるべき。
第6章	
※1	調査法制部門の強化。
※2	東海地震が想定される中、大規模災害時の議会、議員の対応について。どこに入れて良いか定かではないが(2章or6章)静岡市の基本条例の特徴としたい。
第7章	
※1	定数について、市の規模・事業量に基づき、議案審査に必要なと思われる議員の実務量があるはず。特に、今後さらに地方分権が進展すると思われる。議会としての監視機能・調査機能がしっかりと確保された中で、定数が定められるよう明文化したい。

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	△	開催単位、出席者?
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	×	会派別
市民等の参加による意見交換会開催	△	会の開催? 日常の中の情報収集
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	○	
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要資料の提供	○	
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	選択制
議員相互間の自由討議中心の運営	×	
議員間の討議による合意形成	×	
委員会等の適切な運営	○	公平制確保
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	推進委員会
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	△	行政の情報公開関係
議員研修会の充実	×	
議会広報の充実	○	個人名をのせず
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	×	他の条例で定めた
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)

第3章

議会の活動の中に入らざる

第4章

第5章

委員会条例27の41条についての改善(院内制) 李星花

第6章

第7章

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	○	
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	○	
市民等の参加による意見交換会開催	○	
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	○	
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要な資料の提供	○	
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	
議員相互間の自由討議中心の運営	○	
議員間の討議による合意形成	○	
委員会等の適切な運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	○	
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

議会改革特別委

日本共産党

追加特記事項

第2章 議会の活動方針

- ・議会活動の発展、充実、強化を図るため、不断に改革の推進

議員の活動方針

- ・議員相互間の自由討議

第3章 市民と市議会に関する規定

- ・政策討論会の開催

第4章 市長と市議会に関する規定

- ・執行機関は議会の求めに応じて資料を提出

第5章 議会運営

- ・一問一答方式の選択制
- ・議員平等の原則に則り、会派持ち時間制改め、個人質問時間は統一
- ・所管に属する市の事務に関する審査
- ・全会派参加による議会運営
- ・全会派一致制
- ・委員外質疑は通告すれば実施

第6章 議会体制

- ・^{正副}議長選挙にあたり、所信表明の実施
- ・議会事務局の調査機能を強化する体制の整備
- ・議会図書室の機能充実個強化

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	△	あえて盛り込む必要なし
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	○	
市民等の参加による意見交換会開催	△	あえて盛り込む必要なし
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	○	
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要な資料の提供	○	
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	
議員相互間の自由討議中心の運営	△	あえて盛り込む必要なし
議員間の討議による合意形成	○	
委員会等の適切な運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	○	
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	透明性の確保、支出理由の添付
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

考え方: ○盛り込みたい

※12月12日(月)までに事務局調査法制課あて提出願います。

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	○	
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	○	
市民等の参加による意見交換会開催	○	
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	○	
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要な資料の提供	○	
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規):		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	
議員相互間の自由討議中心の運営	○	
議員間の討議による合意形成	○	
委員会等の適切な運営	○	
(新規):		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	○	
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し		
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)
<p>第3章</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考人・公聴会については、「定例会の中で、一議案については必ず実施する」という規定を設ける。
<p>第4章</p> <ul style="list-style-type: none"> 国会における質問趣意書と同様の仕組みを入れる。(議会開催中における文書回答) 議決事件の拡大として、行財政改革推進大綱を入れる。第2次総合計画に基づく各局の計画も併せて検討する。
<p>第5章</p> <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の審議対象を所管事項に拡大する。 議会としての諮問審議機関の設置 少数会派の質問時間を拡大(30分を最低時間とする。)
<p>第6章</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員提案の提案人数を2名以上とする。 議事録作成のスピード化(本会議開催中) 議会図書室における司書体制の整備 定例会中の議会活動ニュースの発行(事務局を軸に) 公、各会派活動の本館・新館での表示(公開可能と自主判断されたもの) 事務局における議長秘書係の設置 事務局における政策法務担当の設置 市町の事務局ネットワークの形成 議会図書室における司書体制の整備
<p>第7章</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員報酬審議会(議員報酬)の設置 審議会(市長部局関係)の委員会報酬の撤廃 審議会(議員)の撤廃検討

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定	○	
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	○	
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	○	
市民等の参加による意見交換会開催	○	
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	○	
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	基本原則をうける
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要な資料の提供	○	
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	
議員相互間の自由討議中心の運営	○	
議員間の討議による合意形成	○	
委員会等の適切な運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	○	
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	充実、強化を図る
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	資金の透明性の確保
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)

第3章

市民参加の項をこの章の最初の条に銘記する
「議会」は、市民との協働により市政の発展に
努めていくものとする。

第4章

市長等の事務の執行の監視及び評価を行う

第5章

委員会については常任委員会、議会運営委員会、特別委員会
毎に規程、業務内容等を定める

第6章

第7章

議員の資産公開と政治倫理 — 第2章と整理する
議会及び議員の責務

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開	○	
議会活動に関する報告会開催	○	各議員が行う
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表	○	
市民等の参加による意見交換会開催	○	
参考人、公聴会制度の活用	○	
請願、陳情者からの意見聴取	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与	○	
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	必要な資料は提出すべき
審議等に必要な資料の提供	○	
政策執行に関する監視、評価	○	
議決事件の拡大(別に定める)	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施	○	
議員相互間の自由討議中心の運営	○	
議員間の討議による合意形成	○	
委員会等の適切な運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用	○	
調査機関の設置	○	
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実	○	
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費	○	
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
第7章	

規定事項	考え方	特記事項
第3章 市民と市議会に関する規定		
本会議、委員会の公開	○	
議会活動に関する資料の公開		
議会活動に関する報告会開催		
広聴・広報機能の充実	○	
議案等に対する各議員の態度の公表		
市民等の参加による意見交換会開催		
参考人、公聴会制度の活用		
請願、陳情者からの意見聴取		
(新規) 市民との連携		
(新規)		
(新規)		
第4章 市長等と市議会に関する規定		
首長その他の職員の反問権(趣旨の確認)の付与		
議会と首長との関係(緊張関係、議事機関としての役割)	○	
重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	○	
予算、決算に関する審議、資料の作成	○	
審議等に必要な資料の提供		
政策執行に関する監視、評価		
議決事件の拡大(別に定める)		
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第5章 議会運営に関する規定		
一問一答方式の実施		
議員相互間の自由討議中心の運営		
議員間の討議による合意形成		
委員会等の適切な運営	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		
第6章 議会体制(整備・強化)に関する規定		
議会改革の推進と推進のための組織の設置	○	
積極的な議員提案(※第2章に入れない場合)	○	
専門的知見(学識経験者等)の活用		
調査機関の設置		
議員研修会の充実	○	
議会広報の充実		
事務局の機能強化	○	
議会図書室の運営		
(新規) 政策機関の設置		
(新規)		
(新規)		
第7章 雑則		
政務調査費		
他の条例等との関係(政務調査、議員報酬、定数、資産公開等)	○	
条例の見直し	○	
(新規)		
(新規)		
(新規)		

別紙(追加特記事項)
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章